

2025年7月18日

新潟地方最低賃金審議会長 様

異常な物価高騰に伴う最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

新潟県最低賃金は、着実に時給1,700円を目指すと同時に、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正を求めます。

また、2020年3月25日付厚生労働省労働基準局賃金課事務連絡「地方最低賃金審議会の公開について」や、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（2023年4月6日）に基づき、審議会運営を開かれたものにするため、いま一度点検し、改善するよう要望します。

記

1 物価上昇を上回る最低賃金の引き上げを行うこと。

- (1) 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、昨年度同様、「頻繁に購入する品目」指標を重視すると同時に、主食の米の値上がりやエンゲル係数の上昇も考慮すること。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。したがって、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要だとすれば、最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数のうち、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「頻繁に購入する品目」を特に重視するべきと考えます。

事実、2024年度の改正においては、頻繁に購入する品目の指標（新潟市として試算）

の5.8%が使われました。

ただし、我が国の主食である米は、頻繁に購入する品目から外れています。購入頻度だけを考慮すれば少ないかもしれませんが、一人あたりの米の消費量は約50kgです。これも考慮すべきです。

米の影響を見るための指標の一つとして、帝国データバンクが算出する「カレーライス物価指数」があります(資料1)。家庭でカレーライスを作るのにかかる費用を指数化したもので、具体的には、カレールー、肉、野菜、コメ、水道光熱費が含まれます。この指標は、食卓への物価高の影響を把握することができます。2025年5月時点で1食あたり441円となり、1年前の2024年5月(323円)からは118円増、36.5%増と3割を超える大幅な上昇となりました。

また、2月7日に総務省が発表した2024年の家計調査によれば、エンゲル係数が28.3%と1981年以来43年ぶりの高水準となりました(資料2)。食料品は大幅に値上がりしており、低所得者の生活はより厳しくなっています。他の先進国は、フランス24%、イギリス22%、ドイツ19%、韓国12%となっており、日本は先進国の中で相対的に貧しい国になっています。

一方で、今春闘で大手企業では満額回答が相次ぎましたが、実質賃金は低下しています。これは、低賃金労働者にまで賃上げの恩恵が及んでいないことを示唆しています。物価高騰は企業を取り巻く経営環境に深刻な影響を及ぼしますが、それと同じように労働者の生活基盤を揺るがしています。「支払能力を超える」と言い続けても、生産性は上がりません。後ほど触れるように、効果的な政策を政府や自治体に要望しながら、賃上げの波を広げることが重要です。

(2) 労働組合が行っている生計費調査を重視すること。

標準生計費は、生計費の指標として利用されていますが、そのデータには疑問があります。2024年4月の標準生計費(単身世帯)が一番低い愛媛県(7万7060円)は、一番高い三重県(17万100円)の半分以下です。

きちんとした生計費を把握するには、連合や全労連が行っている生計費調査を参考にすべきです。

連合の調査では、「健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持

するために最低限必要な賃金水準」(リビングウェイジ)について、新潟県では労働者一人当たり月23万8000円(自動車保有の場合)とされ、フルタイム労働者の所定内労働時間である152.6時間で換算すれば、1560円となります。また、全労連の最低生計費試算調査によれば、全国どこでも時給1500円で、近年の物価高騰により1700円という調査結果も見られます。

(3) 最低賃金の改定を年2回、10月と4月に行うこと。

物価の高騰が続く中、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。特に主食である米の値上がりは家計を大きく圧迫しています。私たちはこのような状況を踏まえ、厚生労働省に対して年2回(10月と4月)の最低賃金の改正の実現を要請しました。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制を採用していますが、日本でも、少なくとも半年に1回、最低賃金の見直しを行うべきです。

最終的に新潟県最低賃金を決定する権限は、厚生労働大臣ではなく、新潟労働局長にあり、その調査審議は新潟地方最低賃金審議会が行います。最低賃金法では、新潟地方最低賃金審議会は最低賃金に関して必要と認める事項を新潟労働局長に建議できます。全国的な整合性を図る必要はあるものの、新潟地方最低賃金審議会は物価高騰の状況を注視し、年1回に限らず、機動的に最低賃金の改正を新潟労働局長に求めるべきです。

実質賃金の改善に大きく影響すると思われる低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りになっているのが実情です。「2024(令和6)年度最低賃金の引き上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業」によると、過去1年間で賃金が上昇した理由として「最低賃金が上がったから」が75.4%と最も多く、上昇した時期は2023年10月(33.5%)でした。

最低賃金法第9条第2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と定められており、賃金については毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。しかし、10月に最低賃金近傍の労働者、中小企業の労働者の賃金が上がっているのであれば、対象事業所を拡大するなどして、賃金改定状況調査を12月にも行うべきです。

2 最低賃金引き上げのロードマップを早急に決めること。

石破首相は、最低賃金について2020年代に全国加重平均1,500円に引き上げることを新たな目標にすると表明しています。この目標は、遠く、かつ、遅すぎます。

(1) 地域間格差をなくすため、3年かけて1,700円以上の最低賃金を実現すること。

2023年4月に取りまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、最低賃金の水準について議論が進まず、「あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った」としています。前述の目安全員協議会の議論では「あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった」とあります。目安全員協議会では、日本の最低賃金額が世界的にみて大きく落ち込んでいるとの見解について意見の一致をみられなかったように思われますが、G7等の中で日本の最低賃金は非常に低く、早急に改善する必要があります。

国及び地域	最低賃金	円換算	適用
イギリス	12.21ポンド	2427円	2025年4月
フランス	11.88ユーロ	2035円	2024年1月
ドイツ	12.82ユーロ	2196円	2025年1月
アメリカ	7.25ドル	1059円	2009年7月
ワシントンD.C.	17.95ドル	2621円	2025年7月
カリフォルニア州	16.50ドル	2409円	2025年1月
ニューヨーク市	16.50ドル	2409円	2025年1月
サンフランシスコ市	19.18ドル	2801円	2025年7月
カナダ			
オンタリオ州	17.20カナダドル	1837円	2024年10月
ケベック州	16.10カナダドル	1720円	2025年6月
オーストラリア	24.95豪ドル	2368円	2025年7月
ニュージーランド	23.50NZドル	2060円	2025年4月
韓国	10,030ウォン	1065円	2025年1月
日本	1,055円		2024年10月
新潟県	985円		2024年10月

円換算は2025年7月8日現在の為替レートによる

2024年度の最低賃金改正の最大のトピックは、徳島で84円の引き上げが行われたことです。また、最高額・東京の1163円、最低額・秋田の951円となり、地域間格差は前年220円から212円に縮小し、地域間格差是正に向けた地方の動きが強くなりはじめています。

徳島県においては、昨年、目安額を大きく上回る改定をしましたが、業務改善助成金の助成制度に加えて、最低賃金上昇の影響が大きい中小企業の賃上げを支援するため、県独自の制度である「徳島県賃上げ応援サポート事業」が開始されたことも相まって、最低賃金の引き上げに伴う混乱は確認されていません（2025年2月日本弁護士連合会調査）。

地方では、人口減少、労働力不足に対する危機感から、比率ではなく絶対的な金額格差縮小を求める声が強くなっています。総務省が公表している人口移動報告によると、新型コロナウイルス感染拡大で一時的に抑制されてきましたが、三大都市圏への転入は継続し、地方圏の転出超過が続きます。新潟県人口移動調査2025年3月更新のデータでは、総人口の減少率は過去最大、転出超過は4,483人でした。

もともと現在の目安制度は、1975年に当時の労働4団体及び4野党が全国一律最低賃金制度を求めたことに対し、政府が中央最低賃金審議会に全国一律最低賃金制度の問題を含めて「今後の最低賃金制のあり方について」を諮問した結果、1978年に始まった制度です。今日の情勢を考えれば、地方から中央に対して全国一律最低賃金制度を求めるべきです。

現在の新潟県の最低賃金985円は、ワーキングプアの水準とされる年収200万円を下回っています。憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」はできません。

このような事態を解決するためには、物価高騰による生活苦を乗り越える最低賃金の引き上げを3年かけて時給1,700円へ引き上げることが必要です。

(2) 最低賃金の水準は、ひとり親世帯の家計を支えられる最低賃金とすること。ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

「2021年度新潟県ひとり親家庭等支援計画」によれば、新潟県における母子世帯は、10,538世帯（2015年国勢調査）で、母子世帯の94.5%が就業していますが、正規労

働者としての就業割合は、48.7%でしかありません。このため、母子世帯の年間収入は200万円から300万円未満が最も多く、33.4%となっています。自分自身について困っていることは、生活費が76.5%、20歳未満の子どもに関するものでは学費が67.0%で最も多くなっています。

現在の最低賃金では、仕事と家庭生活の両立が難しく、働きながら生活保護を利用しなければなりません。

中央最低賃金審議会では、2017年以降は生活保護との逆転現象はなくなったとしていますが、比較対象を若年単身者の生活保護基準としている点は重大な問題です。

日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告していました。

最低賃金のあるべき水準に関する議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入を比較すべきです。

生活保護基準は、全国を1級地の1から3級地の2まで格差を設けていますが、地方の生活に絶対に不可欠である自動車の保有費用を考慮すれば、全国どこでも、目指すべき最低賃金の水準としての1,700円以上は十分根拠のある金額です。

3 公共部門労働者の賃金引き上げや偽装雇用の報酬を念頭に置いて最低賃金引き上げの議論を行うこと。

タクシー、コンビニエンスストア、観光、ビルメンテナンスなどの民間部門だけでなく、公共部門関連で働く時給労働者も最低賃金近傍で働いています。地方自治体では、正規職員が削減される一方で、会計年度任用職員の増加は著しく、地方自治体の業務は、こうした「官製ワーキングプア」の人たちによって支えられているのが実態です。

また、偽装雇用のフリーランスは労働法の保護のないまま働かされています。例えば、

フードデリバリー大手のウーバーイーツの配達員は、配達時間15分までの範囲を320円の報酬で働いています。税・社会保険料の負担を考慮すると、最低賃金を意識した報酬設定であると推察されます。

これらの労働者の中には、最低賃金法が直接適用にならないケースもありますが、最低賃金を念頭に報酬が決められることに変わりはありません。こうした現状を踏まえて、最低賃金引き上げの議論を進めるべきです。

- 4 新潟県最低賃金の決定に係る答申に、消費税減税と独占禁止法・下請法の執行強化について言及すること。国への要望の他、新潟県に対する要望も行うこと。

レインボーユニオンには、零細事業主から物価高騰や消費税インボイスによる増税、最低賃金の引き上げに伴う社会保険料や労働保険料の負担増への不安の声が寄せられています。「商売が成り立たない」「廃業を検討している」との声も寄せられています。

京都では、答申の附帯決議に「中小企業・小規模事業者を対象にした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」との文言が盛り込まれています。

また、最低賃金の引き上げのためには、構造的な価格転嫁の実現を図らなければなりません。兵庫では、「中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため」に、所管省庁に対し、「独占禁止法や下請法の執行の強化」を要請しています。

2025年春闘では大手企業の満額回答が報じられていますが、それが下請けたたきにつながったのでは本末転倒です。2024年度の第3回専門部会では、使用者委員が、ステンレス業界において、大企業は黒字、株の配当は5%を超え、労働者の給与水準は上がるが、下請けは価格転嫁が難しく、しわ寄せが来ていると語っています。新潟の地場産業を守るためには、価格転嫁を推し進めることが重要です。

こうした問題の解決を求める要望を答申に付け加えることを求めます。

地域別最低賃金の上昇に対して、多くの地方最低賃金審議会から国への要望が出されています。特に、助成金等の支援策に関する要望が多くなっていますが、これは新潟県にも求めるべきです。

2024年度に84円の引き上げを決めた徳島では、県として助成制度を作りました。その他にも、山形県、岩手県、群馬県、奈良県で中小企業の賃上げへの直接支援がスタートしています。骨太方針2025は、地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の示す目安を超える引き上げが行われた場合、生産性向上のための対応として、政府補助金による重点的な支援、交付金などを活用した都道府県の取り組みの後押しを打ち出しています。

新潟地方最低賃金審議会として、それと同様の直接支援の制度を設けるよう新潟県への申し入れを行うよう強く要望します。

5 透明性と納得感の高い審議会運営を行うこと。

地方最低賃金審議会の運営は、2020年3月25日付厚生労働省労働基準局賃金課事務連絡「地方最低賃金審議会の公開について」において標準的な取扱いが定められています。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(2023年4月6日)において、形式的には「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされましたが、議論全体を通して、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高める」という趣旨を生かすことこそ重要です。

(1) 意見聴取を実施する際は、十分な時間をかけて活発に質疑を交わすよう努めること。

最低賃金の決定は、県内の労働者・使用者双方に大きな影響を与えるため、その審議においては多様な意見を幅広く反映させることが極めて重要です。

最低賃金に関して、労使審議委員の出身団体以外の人たちはさまざまな意見を持っています。当然、審議委員は県内労使を代表する立場であり、出身団体以外のより広範な労使の声を組み尽くして議論のテーブルに乗せる必要があると考えます。

意見聴取は、そうした意見を汲み取る場であるはずですが、しかし、ここ数年、意見発表者に対する質疑応答がほとんど行われていません。これでは、せっかくの意見聴取が形骸化し、審議において多様な意見が反映されているのか疑問です。

実地視察では、当然、質疑応答が行われていると推察しますが、それと同様、意見聴取の場においても、発表者と審議委員の間に十分な時間をかけ、より活発な質疑応答が交わされるよう強く求めます。

(2) 専門部会の金額審議については、審議の透明性や納得感を一層高めるため、議論はできるかぎり全体会議の中で行うこと。二者協議の運用をルール化して必要最小限に留めること。

2023年4月目安全員協議会報告が示されて以来、議事の公開は全国的に進みましたが、2023年、2024年と2年間の専門部会は、そのほとんどの時間を二者協議に費やしています。

2024年度の二者協議を含む議事録を情報開示請求したところ、具体的な会社名が述べられていたり、具体的な金額が記載されている公益委員見解案のやり取りがなされていたりと、金額審議の一部を非公開にすることはやむを得ないものと判断しますが、その他を非公開とする理由はありません。

例えば、昨年度の第1回専門部会の全体会議の中で、労使それぞれの基本の考え方が述べられましたが、二者協議に入ると、冒頭で部会長から相手方の意見に対してどう思うか、最初の金額はいつ提示するかと質問しています。また、第2回専門部会では、二者協議1回目の冒頭で、労使双方から1回目の金額提示がなされています。少なくとも、これらを全体会議で行えない理由はどこにもないと考えます。

全体会議を原則公開にした趣旨は、「審議の透明性や納得感を一層高める」ことであって、非公開の二者協議の時間を増やすことではありません。

二者協議は率直な意見の交換ができない「おそれ」があるために行うものですが、すべて「おそれ」にしてしまえば、際限なく非公開にできてしまいます。二者協議はどのような場合に行うのか、その時間や議題の範囲についてルール化して、必要最小限に留めることを求めます。

使用者側が主張するように、最低賃金が、業界や企業規模に関わらず一律に強制される金額であるとするならば、最低賃金を決定する議論の経過はより高い透明性を持ち、県内すべての事業者からの納得と理解を得るための努力をしなければならないはずです。

最低賃金を決定する議論は、できるかぎり全体会議の中で行い、その議論の途中経過を

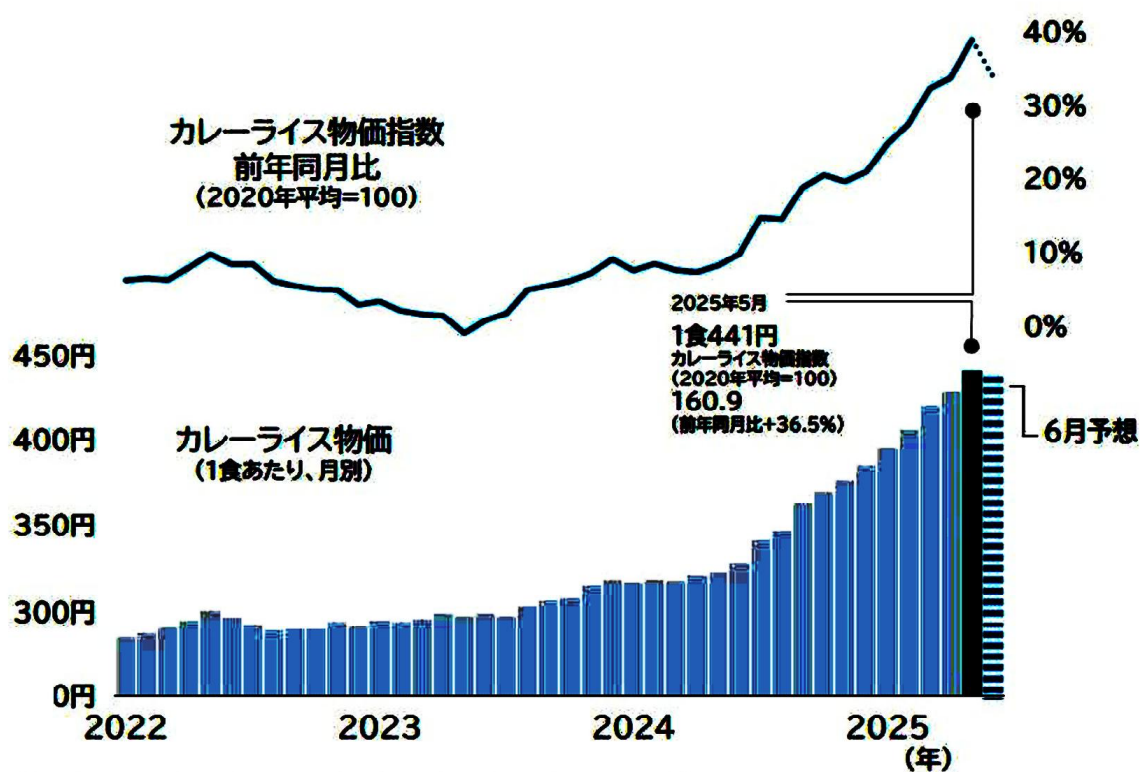
含めてマスメディアが報道できるような環境を整えることを求めます。これにより、県内の労使全体が最低賃金についての共通理解を深め、最終的な決定への納得感を高めることにつながるものと確信します。

添付資料

- 1 カレーライス物価指数の推移
- 2 主要国のエンゲル係数の推移

以 上

「カレーライス物価」推移(全国、月別推移)



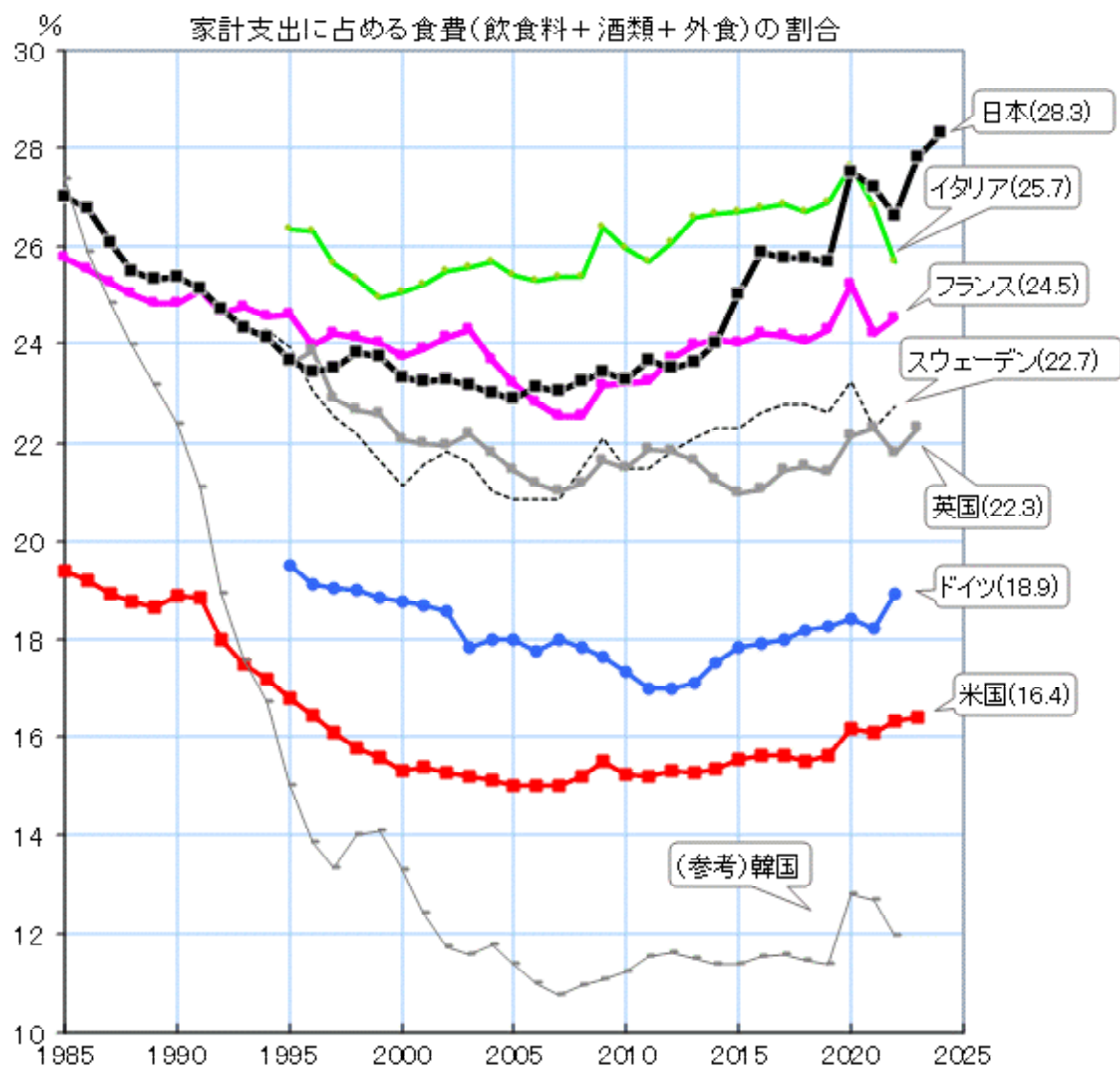
【出所】 総務省「小売物価統計調査」を基に帝国データバンク作成

【※】 カレーライス物価:カレーライスで使用する原材料や、調理にかかる水道光熱費などを独自に試算した指数

資料2

主要国のエンゲル係数の推移

＊数字は最新年の値



(注) 日本は家計調査による(二人以上の世帯)。日本以外はSNA統計による国内家計最終消費支出(帰属家賃を除く)に占める割合。参考に示した韓国の数値は酒類・外食を含まない食費が帰属家賃を含んだ消費支出に占める割合。

(資料) 総務省統計局「家計調査」、OECD Data Explorer(2025.2.7ダウンロード)